

## 中部運輸局自動車交通部

令和4年1月7日 14:00発表

連絡先:

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官  
藪田、片岡、安田 TEL 052-952-8038愛知運輸支局 輸送・監査担当  
久世、岡本 TEL 052-351-5313

## 乗合バス事業者に文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の警告を行いましたのでお知らせします。

## 記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：名古屋市

住所：愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号

営業所：大森営業所（愛知県名古屋市守山区脇田町1801番地）

2. 監査端緒

令和3年10月8日に愛知県名古屋市守山区小幡千代田付近（市道野萩線）を走行中に先方車への接触により車内の乗客が転倒し重傷を負わせる事故を惹起したことから、監査を実施したもの。

3. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

4. 行政処分等の内容

処分日：令和4年1月7日

処分内容：文書警告

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 0点

当該事業者の累積違反点数 1点